

五  
イ  
方 募  
入 法  
札 價  
格 競  
發 争  
行 の

当も各  
ての申  
るか込  
。らみ  
その  
のう  
応ち  
募応  
額募  
を価  
順格  
次の  
割高  
りい

四 発行方法 三 用振等項の適 二 法替條項及び適 一 發行根そ拠記

財務大臣与謝野馨  
債券（三十年）（第二十

○財務省告示第  
国債の発行等  
省令第三十号

、元々、令  
る行一項へ昭  
。した規定は昭和五十七年大蔵  
利付に基づき、  
国債の発行

八	七	六	
口 イ 最 低 額 面 金	口 イ 払 行 入 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	口 イ 發 行 入 債 札 格 行 入 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	
五 万 円	円 四 五 四 百 万 千 三 円 九 十 百 八 八 億 十 七 五 千 億 八 三 百 千 四 三 十 百 四 五 万 十	四国条特七債の千額発四う額 億債の別億に規九面行十ち面 円に規会千つ定十金し六、金 つ定計九いに五額た条特額 いにに百て基万で利第別で て基閏五はづ円三付一會四 、づす万、き、千國項計千 額きる円額発同六債のに五 面発法 面行法百に規閏百 金行律 金し第八つ定す九 額し第 額た四十いにる十 でた四 で利十二て基法 四利十 九付七億はづ律 百付七 百国条八、き第	込募各 み限国 の度債 応額市 募の場 額範特 を囲別 割内参 りに加 当お者 ていご るてと 。各の 申応

十  
三  
二  
口  
イ  
一  
發  
九  
振  
額

の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 價 発  
払 過 入 價 ・ 別 債 札 格 行 行  
込 利 札 格 第 参 市 発 競 價  
み 子 率 發 競 I 加 場 行 争 格 日

(二)  
にりに座も係  
た百算つにのる發行時において、  
だ分出い記と所  
しのして載し得  
、二たは又て税  
当金額前記替源  
該國債を乗らのさ座徵そ  
じ當算れ簿収の  
發行金額にものれ子  
時額額よの口るに

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{24}{100} \times \frac{171}{365}$$

(一) 年  
む十式は二  
も号に、募・  
のによ払入四  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

一額錢額 平す額の振  
錢面以面 成るの記替  
金上金 二。整載法  
額の額 十 数又の  
百そ百 一 倍は規  
円れ円 一 年の記定  
にぞに 三 金録に  
つれつ 月 額はよ  
きのき 十 に、る  
百応百 日 よ最振  
八募八 低替  
円価円 も額口  
六格三 の面座  
十 十 と金簿

二十九十八十  
十 九 八 七 六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成五年十月三十日  
に百円につき百円額面金額を支払う。日本銀行から通知を受けた者  
財務大臣

額面金額 ×  $\frac{2.4}{100} \times \frac{1}{2}$